

つくば市議会議員の海外視察に関する運用指針

1 趣旨

本指針は、議員が公務により海外視察を行うための必要な事項を定める。

2 目的

議員の海外視察は、議員の参加が求められる重要な国際的行事・会議への出席、姉妹友好都市等との友好・協力関係の強化を図るための交流、議会活動の充実や政策形成に資する先進地や事例の調査・意見交換等を行い、市政課題の解決と市政の発展に寄与することを目的とする。

3 航空賃、宿泊料等

- (1) 航空券、宿泊費等は、つくば市旅費条例の定めによる。
- (2) 航空券等の手配に当たっては、日程や手配座席数などの具体的な条件を付した上で、複数の事業者から経路・便などの提案を受けることで運賃等の節減に努める。

4 その他の経費

- (1) 通訳者は、視察に参加する議員数、訪問先数、現地での活動体制等を総合的に勘案し、適正な人数を配置する。職員で対応できない言語については、現地において必要最少日数及び時間の手配に努めるものとする。ただし、現地で通訳者を確保できない場合は、近隣都市等において手配する。なお、同時通訳を行う場合は、必要に応じて通訳者を増員する。
- (2) 現地案内人は、訪問都市ごとに1名とし、現地において必要最少日数及び時間の手配に努める。
- (3) 携帯電話等は、現地の通信状況等を踏まえた上で、最適な料金プランにおいて手配する。
- (4) パソコン等の機器は、出張の都度、事業者を通じて手配するのではなく、議政局の管理する機器を持参して対応する。
- (5) 上記各号に定める基準により難い事由が発生した場合には、その都度、理由を明示した上で適正に対処する。

5 随行・同行職員数

議員の視察体制については、事前に随行・同行職員が他部局に関する現地行事等についても十分理解しておき、現地では部局の所管にかかわらず柔軟に業務を遂行するとともに、視察中における行事等の結果の議会への報告の簡素化など、現地業務を合理化することで、必要最小限の人数とする。

6 目的、費用及び成果の公表

- (1) 視察前には、視察の目的、概要及び概算費用が決定次第、速やかに市ホームページに掲載する。
- (2) 視察後は、精算事務の終了後、速やかに出張経費の項目ごとの内訳、数量等を含む詳細な情報及び視察の成果を市ホームページに掲載する。
- (3) 文書の閲覧については、つくば市情報公開条例の定めによる。

7 その他

この指針に定めるもののほか、議員の海外視察について必要な事項は、議会運営委員会において決定する。

附 則

この指針は、令和8年 月 日から施行する。